

県南広域振興局長告示第 41 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 6 月 6 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台 2 丁目 9 番地	アイリスケア センター水沢	奥州市水沢区中町 58 番 地	奥州市水沢区西町 2 番 10 号	平成 18 年 4 月 1 日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台 2 丁目 9 番地	アイリスケア センター水沢	奥州市水沢区中町 58 番 地	奥州市水沢区西町 2 番 10 号	平成 18 年 4 月 1 日